	事業名	事業概要	平成18年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
男子	女平等参画を推進する社	会づくり			
)	教育・学習				
ア	. 学校での男女平等				
		首都大学東京においてジェンダー研究、女性問題など、男女 平等参画に関する授業を実施する。	男女平等参画(女性問題)に関する授業を実施する。(平成17年度より公立大学法人首都大学東京で実施)	-	大学管理本
		学校や地域の実態に即した男女平等教育のあり方を実践的に 研究し、その成果を普及し、都内の学校の男女平等教育の推 進に資する。	平成17年度 事業終了 平成18年度から人権尊重教育推進校等において研究・実践を進める。	-	教育庁
	96 都立高校における男女合同 定員制の実施	男女別募集人員の1割に相当する人員を男女合同で総合成績 順により決定し、男女別定員制の緩和を図る。	5 4 校	-	教育庁
	97 学校運営の工夫・改善	指導内容・方法や教員の役割分担等において工夫・改善を図り、男女平等教育を推進する。 出席簿等の名簿の取り扱いについては、男女平等教育のねらいを踏まえ、各学校長の権限と責任において作成していく。 その際、「男らしさ」や「女らしさ」をすべて否定するような誤った考え方としての「ジェンダー・フリー」に基づく男女混合名簿等を作成することがないよう指導していく。 公立小・中学校における出席簿等の名簿の取り扱いについては、区市町村教育員会と連携を図り理解を求めていく。		-	教育庁
	98 インターンシップの推進	・ 就業体験の受入先の開拓を進めるとともに、17年度までのインターンシップ実施校125校の実績を踏まえ、効果的に推進する。			教育庁
	139 わく(work)わく fr規 (work)Week.Tokyo (中学生の職場体験) (平成18年度新規掲載事業)	・1~5日間程度の職場体験を通して勤労観・職業観をはぐく むことにより、生徒に働くことの意義を理解させ、各学校 におけるキャリア教育の充実を図る。		7,000	教育庁

事業名	事業概要		事業費(千円)	所管局
99 進路指導	・ 進路指導の内容・方法の工夫・改善を図り、組織的・計画 的な進路指導を推進する。	確立	-	教育庁
		・総合的な学習の時間、キャリアガイダンス等の活用 による進路指導の一層の充実		
	・ 進路指導推進協議会 小・中・高等学校が連携して、適正な進路指導の在り方について	平成17年度 事業終了	-	
	研究・協議し、その成果を啓発資料として刊行する。		84	
	・ 指導主事連絡協議会(進路指導担当) 中学校における進路指導の当面する課題について連絡協議 し、進路指導の充実に資する。	  都及び区市教育委員会の進路指導担当主事  約60名で構成 年2回開催		
 イ.研修・情報提供				
	区市教育委員会と都が連携して、男女平等教育を推進するための具体的な方策を研究・協議する。	・区市教育委員会指導主事49名、指導部 16名 計65名で構成	82	教育庁
101 男女平等教育の学習内容、 指導方法の改善・充実	区市町村教育委員会や学校を訪問して、教科等の学習の中で 男女平等教育にかかわる内容を取り上げている教育実践に対 して指導及び助言する。	・指導訪問等 対象 区市町村教育委員会 内容 校内研究への指導助言	199	教育庁
		・人権教育指導推進委員会 対象 区市指導主事、指導部指導主事 計 65名で構成 内容・協議、報告、講演等		
102 教職員への研修の実施	人権教育研修において、人権課題「子ども」、「女性」、「高齢者」等について、今日の人権教育推進にかかわる国際的な動向や東京都教育委員会の基本的な考え方を学ぶとともに、当面する人権教育の課題について理解を深め、各学校における具体的な推進を図る。	キャリアアップ研修         ・人権教育       300人         ・人権教育       100人         ・人権教育       100人         10年経験者研修       1,250人		教育庁
103 社会教育関係職員等研修の 実施	社会教育関係職員、社会教育関係団体指導者等が女性問題を 含めた人権問題の本質を正しく理解し、解決に取り組むこと ができるように、研修会を実施する。	年18回	1,551	教育庁
104 情報誌の発行	都立学校、区市町村教育委員会、社会教育関連施設、社会教育関係団体及び都民に対して情報資料を提供する。	・年 5 回発行 各20,000部	2,560	教育庁

	事業名	事業概要	平成18年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
ウ.	多様な学習機会の提供				•
105	5 学習機会の提供	都立学校等で、それぞれの学校の特色を活かして、成人向け に、公開講座を実施する。	全都立学校等 3 1 0 講座	101,601	教育庁
		首都大学東京において、社会人入学、社会人聴講生などの制 度や公開講座などを利用し、学習機会の提供を推進する。	社会人聴講生制度、一般市民や社会人等を対象とした公開講座を実施する。(平成17年度より公立大学法人首都大学東京で実施)	-	大学管理本部
106		東京ウィメンズプラザの施設の利用・貸出を通じて、男女平 等参画に関する学習活動等を支援する。	ホール、会議室、保育室、ワーキングルーム等の貸 出等	126,551	生活文化局
107		都立技術専門校等において、求職者等を対象に就職のための 技術・技能を取得できるよう職業訓練を実施するとともに、 在職者を対象にしたキャリアアップのための訓練も行う。ま た資格取得や訓練内容等の情報提供の充実を図る。	・都立技術専門校 13校2分校 ・国立都営の障害者校 1校	3,930,629	産業労働局
	見 (多様な働き方に対する 支援)	しごとセンターにおいて、多様な働き方に対する支援の一つ として、育児等で職場を離れた女性が再就職をはかれるよ う、職業情報の提供や就職相談などを合わせたセミナーを開 催する。	・セミナー 年6回 定員各40人 ・託児500人(18年度新規)	2,131	産業労働局
108	8 再就職支援セミナー	育児等で職場を離れた女性が再就職をはかれるよう、職業情 報の提供や就職相談などを合わせたセミナーを開催する。	平成16年度 事業終了	-	産業労働局
)	普及広報			I	
)情	 報∙交流				
	情報の提供				
109	施	「広報東京都」、都提供テレビ・ラジオ番組等の都政一般広 報媒体を活用して、男女平等推進のための普及啓発や情報提 供を行う。		-	生活文化局
			・活用媒体 「広報東京都」、東京都提供テレビ・ラジオ番組等		
110	提供	東京ウィメンズブラザのホームページにおいて、ブラザ施設 の予約、開催する講座の申込や図書類の予約・検索サービス を実施する。また、男女平等参画ポータルサイトを設け、就 職や福祉情報等、総合的な情報を提供する。	・ホームページを利用して、情報提供を行う。	8,264	生活文化局
111		基本条例第11条に基づき年次報告を作成し、東京の男女平等 参画の状況及び男女平等施策の実施状況等を公表する。	インターネットによる公表 ( 男女平等参画の現状 施策の実施状況)	3,152	生活文化局

		事業名	事業概要	平成18年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
	112		男女平等参画について都民の意識啓発を図るとともに、東京都の施策及び東京ウィメンズプラザの実施事業について情報提供する刊行物を発行する。	平成17年度 事業終了	-	生活文化局
		東京ウィメンズプラザ図書 資料室の運営	都民の自己啓発、自主研究などを支援するため、関連図書、 行政資料等を収集し、提供する。	蔵書 約5万6千冊	22,586	生活文化局
	イ.:	交流及び指導者研修				
	114	女性団体等との交流	女性団体相互の連携等を図るために、フォーラムを開催す る。	年1回 2日間開催	2,239	生活文化局
			「女性と人権」の視点から、男女平等参画についての理解と 認識を深めることを目的として、地域の女性団体指導者、都 民等を対象に研修会を実施する。		-	生活文化局
	116	男女共同参画週間記念講演 会	男女共同参画社会基本法の公布、施行日にちなんで記念行事 を実施する。	(再掲 20参照) 6月開催	( - )	生活文化局
2	社会	会制度・慣行の見直し				
	ア . i	都庁内における対応				
_	117	営	都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営する。	年数回開催予定 ・施策の進行管理 ・重要施策の総合的な調整 ・審議会調査審議事項に関する調整	-	生活文化局
	118	研修の実施	職員を対象に研修を実施して、男女平等参画の理解を深め、 事業の立案や運営への反映を図る。	各局で実施		各局
_	119	都職員の旧姓使用	法令や制度上、戸籍名を使用することが必要なもの(源泉徴収・給与簿等)、対外的に法的効果を伴う行為に用いるもの(契約書、納入通知書)などを除いて、都職員の申出により、旧姓使用を認める。	平成14年4月から実施	-	総務局
( 3	)	推進体制				
	ア.i	都における体制				
	120	男女平等参画審議会の運営	基本条例に基づき、知事の附属機関として設置。行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議する。	調査審議事項について、総会及び部会を合わせて 10回程度開催予定	5,175	生活文化局
	121	男女平等参画推進会議の運 営	都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営する。	(再掲No.117参照) 年数回開催予定 ・施策の進行管理 ・重要施策の総合的な調整 ・審議会調査審議事項に関する調整	-	生活文化局

	事業名	事業概要	平成18年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
122	研修の実施	・講師養成研修「男女平等推進科」 男女平等、男女共同参画及びセクシュアル・ハラスメントに関する知識や問題解決能力を付与し、局研修の講師、職場のリーダーとなる人材を育成する。	・対象者 各局人権・セクハラ研修講師及びセクハ ラ相談担当者 40名 年1回開催	117	総務局
123	東京都男女平等推進基金の 運営	基金廃止(平成15年3月31日)	なし	-	生活文化局
	相談(都民等からの申出)		<u> </u>		
124	総合相談	東京ウィメンズプラザにおいて、男女平等参画の推進に関する問題や人権侵害など、女性の抱える様々な悩み相談、法律に関する相談、男性のための悩み相談に対応した総合相談を実施する。	・一般相談 ・配偶者相談支援センターの総合相談( 63 再掲) ・特別相談	43,922	生活文化局
		夫	・男性相談( 66再掲) ・グループ相談 ・相談員のためのスーパーバイズ( 129再掲)	(内、33,077 は 再掲額)	
125	福祉相談		(再掲No.64、No.70、No.71参照) 女性相談センター(多摩支所を含む)の運営	(236, 305)	福祉保健局
126	労働相談	賃金、昇進などの男女間の格差や職場におけるセクシュアル・ ハラスメントなどに関して、労働相談情報センターにおい て、相談・あっせんを行う。	(再掲No.11、No.80参照) 労働相談情報センター 本所、5事務所	(21,398)	
127		の他男女平等参画に関する重要事項を調査審議する。	(再掲No.120参照) 諮問事項について、総会及び部会を合わせて10回 程度開催予定	(5,175)	生活文化局
ל . ב	区市町村や事業者等との連携	5			
128		基本条例に基づく行動計画の策定及び推進に関して、都民、 事業者と都が、連携・協力して取り組む場として設置。各々 の行動計画の取組状況について、報告等を行う。	総会、報告会等 年2回	965	生活文化局
129	区市町村との連絡会議等	会議等 都民における男女平等参画の効果的促進を図るため、区市町 村男女平等施策担当者連絡会議を行い、意見や情報交換を行 う。また、相談事業において、区市町村の相談員等に対して	・相談員のためのスーパーバイズ 月1回 (No.124の一部再掲)		生活文化局
		研修を行う。	<ul><li>・相談員養成講座 集中講義2回・合同講義1回 各40名</li></ul>		
			・区市町村男女平等施策担当者連絡会議 年4回		生活文化局

		事業名	事業概要	平成18年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
		行政機関男女雇用平等問題 担当者会議	男女雇用平等、仕事と家庭との両立支援等に係る意見や情報 交換のため、国・都・区市町村との連絡会議を開催する。	年1回	178	産業労働局
	131	女性センター連絡会議等	東京ウィメンズプラザの事業運営等に関して、都内女性センター等から意見・提言を受けるとともに、相互に情報交換等を行うことにより、男女平等参画社会の実現を目指し、女性センター館長会議を開催する。広域センターとしての立場から、地域の女性センター等の新任職員等を対象に研修を実施する。	・館長等会議 年 2 回 ・都内女性センター職員等研修 実務編1回・実践編2回・応用編 各 4 0 名 1回	8,132	生活文化局
á	140 新規	民間団体・NPO等育成講 座 (平成18年度新規事業)	区市町村の女性センターの運営に関わる民間団体やNPO等に対して講座を実施する。	年2コース 定員40名	639	生活文化局
		21共同事業	男女平等参画社会の実現に向けて、アジア大都市セミナーへ 参加するなど、アジアの大都市との連携・協力により、共通 の課題の解決に取り組む。	「アジア大都市女性セミナー」に女性起業家及び職員を派遣 2名 4日間	,	生活文化局

## 133~ 136は平成15年度以降の新規掲載事業であり、各々の体系の中に掲載した。

- 133:1-(3)- -イ 「児童虐待防止区市町村ネットワークの整備」(福祉保健局) 106項
- 134:1-(1)- 「しごとセンター事業の推進」(産業労働局) 103項
- 135:2-(2)-7 「小児救急医療体制の整備」(福祉保健局) 114項
- 136:3-(1)-ウ 「しごとセンター事業の推進」(産業労働局) 119項
- 137:1-(3)- ア 「子育て推進交付金」(福祉保健局) 104項
- 138:2-(2)-イ 「女性のがん対策強化事業」(福祉保健局) 115項
- 139:3-(1)-ア 「わく(work)わく(work)Week.Tokyo」(教育庁) 117項
- 140:3-(3)-ウ 「民間団体・NPO等育成講座」(生活文化局) 122項